

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律等の改正を求める意見書

有明海・八代海等は、貴重な自然環境や水産資源の宝庫であり、「宝の海」としてその恵みを後世に継承すべきものである。県では、平成12年度のノリ色落ち被害以来、有明海・八代海等を豊かな海として再生することを目指し、国や関係県と連携しながら、覆砂事業や生活排水施設の整備など、再生へ向けた取り組みを行ってきた。しかし、有明海・八代海等の漁業生産は依然として不安定な状況が続いている。

有明海・八代海等の再生を図るためには、徹底した調査により環境変化の原因究明を行うことが必要であるとともに、有明海・八代海等を豊かで良好な漁場として維持するため、海域への環境負荷を抑制し、水産資源を回復させるための環境保全策やアサリをはじめとした魚介類等の漁場環境改善策を早急に講じることが必要である。

国におかれては、環境省の有明海・八代海等総合調査評価委員会報告書を踏まえ、関係省庁連携の下、具体的な再生目標と、効率的かつ現実的な再生手順を具体的に示し、引き続き必要な事業の創設・拡充及び予算の確保を行うとともに、有明海・八代海等の再生に向け、下記事項について特段の措置を講じられるよう改めて強く要望する。

記

- 1 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）第8条に定める国庫補助割合の特例の適用期限が令和3年度までとなっていることから、有明海・八代海等の再生を着実に図るべく、令和4年度以降も本特例の適用が継続されるよう、特措法第8条の規定を見直すこと。
- 2 近年頻発する集中豪雨や大雨に伴い発生する漂流・漂着ごみや油、及び海底に堆積したごみや土砂等は、短期間で海域環境の悪化を招く恐れがあるため、より迅速で実効性のある対策を講じることができるよう、特措法第14条の規定を見直すこと。
- 3 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に定められた対象事業に係る財政上の特別措置の適用期限が令和2年度までとなっていることから、有明海・八代海等の再生を着実に図るべく、令和3年度以降も財政上の特別措置が継続されるよう、期限の延長を含めた法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

熊本県議会 議長 井手 順 雄

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
農林水産大臣	江藤拓様
国土交通大臣	赤羽一嘉様
環境大臣	小泉進次郎様